

厚生省官制の改正

政府は昭和二十年度末を以て行政整理を斷行することとしたが、之に基いて二十一年二月勅令第七十四號を以て厚生省の官制は左の如く改正公布され、同時に分課規程の改正も行われた。

厚生省官制中改正 (昭和二十一年二月八日勅令第七十四號)

第一條 厚生省官制中左ノ通改正ス

第三條 厚生省ニ左ノ五局ヲ置ク

衛生局

社會局

勞政局

勤勞局

保險局

第四條 削除

第五條第七號中「其ノ他」ノ下ニ「人口ノ涵蓋及」ヲ加フ

第六條第四號中「社會事業」ノ下ニ「其ノ他國民生活ノ保護指導」ヲ加フ

第八條ノ二 厚生大臣ハ職業指導及職業訓練ニ關スル事務ノ一部ヲ分掌セシムル爲職業補導所ヲ設クルコトヲ得其ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム
職業補導所長ハ理事官又ハ職業補導官ヲ以テ之ニ充ツ

第十條中「專任十八人」ヲ「專任十九人」ニ改ム

第十三條中「專任四十人」ヲ「專任三十四人」ニ改ム

第十四條 厚生省ニ職業補導官專任三人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ職業補導ヲ掌ル

第十六條中「專任二百十九人」ヲ「專任百八十八人」ニ改ム

改ム

第十七條中「專任十四人」ヲ「專任十二人」ニ改ム

第十八條 厚生省ニ職業補導官補專任四人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ職業補導ニ從事ス

第二條 厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第一條ヲ削ル

第二條第一項中「健民局及」ヲ削リ

「事務官 專任二人」

「理事官 專任三人」

「技師 專任二十四人」

「體育官 專任一人」

「技師 專任九人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任十人」

「技師 專任九人」
「技師 專任十二人」ニ改メ同條ヲ第五條トス
「書記 專任三人」

第三條 醫務局官制中左ノ通改正ス

第二條中「醫官 專任四百六十八人」ヲ「醫官 專任四百三十八人」ニ、

「醫官 專任三百二十五人」ヲ

「醫官 專任三百二十人」ニ、

「調劑官補 專任七十五人」ヲ「調劑官補 專任六十一人」ニ改ム

第四條 國立癩癬養所官制中左ノ通改正ス

第二條中「書記 專任五十一人」ヲ「書記 專任四十一人」ニ改ム

第五條 國立健康保險療養所官制中左ノ通改正ス

第二條中「醫官補 專任二人」ヲ「醫官補 專任一人」ニ改ム

第六條 厚生省研究所官制中左ノ通改正ス

第三條第一項中「技師 專任三十二人 奏任 內三人」

トヲ得」ヲ「技師 專任二十五人 奏任 內二人」ト

トス

「研究官 專任十人」ヲ「研究官 專任七人」ニ、

「研究官補 專任四十七人」ヲ「研究官補 專任三十二人」ニ、

「書記 專任十三人」ヲ「書記 專任七人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之を施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條以下ヲ左ノ如ク改ム

第六條 衛生局ニ左ノ六課ヲ置ク

醫務課

「技師 專任十四人」

「技師 專任二十一一人」

「技師 專任六人」

「技師 專任六人」

「技師 專任六人」

藥務課

製藥課

保健課

豫防課

防疫課

第七條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫師、齒科醫師其ノ他醫療關係者ニ關スル事
- 二 國民醫療法ノ施行ニ關スル事項
- 三 他ノ主管ニ屬セザル國民ノ保健衛生ニ關スル事項

第八條 藥務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 藥事法ノ施行ニ關スル事項
- 二 統制會社及統制組合ニ關スル事項
- 三 醫藥品其ノ他衛生資材ノ配給、輸出入及價格ニ關スル事項
- 四 阿片及麻藥ニ關スル事項
- 五 毒物及劇物ノ取締ニ關スル事項
- 六 衛生資材(醫藥品ヲ除ク)ノ生産ニ關スル事項
- 七 他ノ主管ニ屬セザル藥事ニ關スル事項

第九條 製藥課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 醫藥品ノ生産ニ關スル事項
- 二 醫藥品製造(阿片及麻藥製造業ヲ除ク)ノ許可ニ關スル事項
- 三 日本藥局方、重要醫藥品及公定醫藥品ノ規格ニ關スル事項
- 四 藥用植物ノ栽培、生藥ノ蒐集及配給ニ關スル事項

第十條 保健課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 保健所及保健婦ニ關スル事項
- 二 榮養ニ關スル事項
- 三 妊娠婦及乳幼児ノ保健ニ關スル事項
- 四 保育施設及母子愛育施設ニ關スル事項
- 五 飲食物ノ衛生ニ關スル事項
- 六 清掃衛生及多衆集合スル場所ノ衛生ニ關スル事項
- 七 水道及下水道ニ關スル事項
- 八 屠場及屠畜ニ關スル事項
- 九 國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 十 他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及母性、乳幼児並ニ兒童ノ保健ニ關スル事項

第十一條 豫防課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 結核ニ關スル事項
- 二 癩ニ關スル事項
- 三 トラホームニ關スル事項
- 四 寄生蟲病、原蟲病及地方病ニ關スル事項
- 五 近視及齲齒ニ關スル事項
- 六 瘡其ノ他慢性病ニ關スル事項
- 七 精神衛生ニ關スル事項
- 八 國民優生法ノ施行ニ關スル事項
- 九 國民體力法ノ施行ニ關スル事項
- 十 勤勞衛生ニ關スル事項

第十二條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 急性傳染病ニ關スル事項
- 二 性病ニ關スル事項
- 三 痘苗、血清其ノ他細菌學的豫防治療品ニ關スル事項

第十三條 衛生局ニ東京製藥監理官事務所及大阪製藥監理官事務所ヲ置ク

- 一 製藥監理官事務所ニ於テハ醫藥品製造工場ニ於ケル生産其ノ他經營ニ關シ醫藥品ノ供給確保ノ爲ニスル斡旋、指導及監督ニ關スル事項ヲ掌ル
- 第十四條 社會局ニ左ノ四課ヲ置ク
 - 一 援護課
 - 二 福利課
 - 三 物資課
- 第十五條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 救護及救療並ニ罹災救助ニ關スル事項
 - 二 戰災援護ニ關スル事項
 - 三 方面委員ニ關スル事項
 - 四 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ保護及社會事業ニ關スル事項
- 第十六條 援護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 引揚者ノ保護指導ニ關スル事項
 - 二 傷痍者等ノ保護指導ニ關スル事項
 - 三 他ノ主管ニ屬セザル國民生活ノ指導ニ關スル事項
- 第十七條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 同和事業ニ關スル事項
 - 二 興生事業ニ關スル事項
 - 三 公益質屋ニ關スル事項
 - 四 社會福利施設ニ關スル事項
- 第十八條 物資課ニ於テハ救濟援護ニ必要ナル物資ニ關スル事項ヲ掌ル
- 第十九條 勞政局ニ左ノ四課ヲ置ク

勞政課

勞働保護課

給與課

調査課

第二十條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働政策ニ關スル事項

二 勞働組合ニ關スル事項

三 勞働爭議調停其ノ他勞働關係ノ調整ニ關スル事項

事項

四 勞働情報ノ蒐集ニ關スル事項

五 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

第二十一條 勞働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働保護並ニ婦人及年少者ノ勞働保護ニ關スル事項

二 産業安全及危害豫防ニ關スル事項

三 勞働者災害扶助ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

六 其ノ他勞働保護ニ關スル事項

第二十二條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二 勞働者ノ援護ニ關スル事項

三 勞働者用物資ニ關スル事項

第二十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働法制ノ調査企畫ニ關スル事項

二 勞働ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

三 國際勞働事情ノ調査ニ關スル事項

四 勞働行政關係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞需給ニ關スル一般の企畫ニ關スル事項

二 勤勞需給狀況ノ一般の查察ニ關スル事項

三 職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項

事項

四 職業適性ノ調査ニ關スル事項

五 勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

六 職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 失業對策ノ實施ニ關スル事項

二 勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項

三 募集ニ關スル事項

四 職業指導ニ關スル事項

第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業補導ニ關スル事項

二 職業訓練ニ關スル事項

三 授産及内職施設ニ關スル事項

第二十八條 保險局ニ左ノ四課及一所ヲ置ク

庶務課

保險課

國民保險課

健康保險指導所

第二十九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會保險制度ノ調査企畫一般ニ關スル事項

二 社會保險審査會ニ關スル事項

三 厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第三十條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 健康保險法ノ施行ニ關スル事項

二 勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

事項

三 厚生保險特別會計健康勘定及勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項

實任保險特別會計ニ關スル事項

第三十一條 國民保險課ニ於テハ國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十二條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二 船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三 厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

第三十三條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル

次で四月一日を以て一般官吏制度の改正されるに伴い厚生省官制も重ねて次の如く改正された。

厚生省官制中改正

(昭和二十一年四月一日) 勅令第二百十五號

第一條 厚生省官制中左ノ通改正ス

第八條ノ二第二項中「理事官又ハ職業補導官」ヲ「二級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム

級ノ厚生事務官又ハ厚生技官」ニ改ム